

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和1年6月20日(2019.6.20)

【公表番号】特表2017-511720(P2017-511720A)

【公表日】平成29年4月27日(2017.4.27)

【年通号数】公開・登録公報2017-017

【出願番号】特願2016-554286(P2016-554286)

【国際特許分類】

A 6 1 M 39/02 (2006.01)

A 6 1 M 25/02 (2006.01)

【F I】

A 6 1 M 39/02 1 1 0

A 6 1 M 25/02 5 0 0

【誤訳訂正書】

【提出日】令和1年5月14日(2019.5.14)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0014

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0014】

本発明は、これら両方の課題に対処する。直線状の切開部は、皮膚をS I Dの橢円形の縁にはめ込むように、最小限の長さにされる。橢円と円との概念が、絶対的な鍵である。円は皮膚を切除することを要するが、一方橢円は、皮膚を切除することのない直線の切開部を可能にする。これによって、装置が、取り外されたときに、傷がより容易に閉ざされ、言うまでもなく、外見上より一層許容可能になる。その縁自体が、皮膚アタッチメント装置のリップに配置された縫合穴における周辺係留によって付加的に固着された安定したプラットホームを作り出す。さらに、チタンの蒸気プラストによって、爪床上の甘皮に類似した微小な付着部がある面を作り出す。これらの特徴は、細菌性及び真菌性感染に対するバリアとして必要な長期的インターフェイスを促進する。